

眉山活性化委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 都市緑地法第4条に基づき策定した「徳島市緑の基本計画」において、眉山山頂周辺を緑化重点地区に位置づけ、「見るだけでなく、楽しみながら滞在できる緑と景観のシンボル」との目標像を掲げた。その実現に向けた「眉山活性化基本方針」を踏まえ、様々な見地から意見を求めるここと等により、眉山活性化を推進することを目的として、眉山活性化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1)眉山活性化の推進に関するここと。
- (2)市民や観光客等の意向の調査や課題の抽出に関するここと。
- (3)眉山活性化に係る課題の調整に関するここと。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、学識経験者、行政関係者、各種団体・民間企業に属する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、就任した日から令和9年3月31日までとする。
- 4 任期の途中で委員が退任した場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務等)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員報償)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)に出席した委員のうち、外部委員については、

- 1回あたり5,000円の謝礼を支給する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、第1回の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、会議を一般に公開しないことができる。

(書面による審議)

第7条 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することが困難な場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

(びざんミーティング)

第8条 委員会は、第2条各号に掲げる事項について、眉山活性化の推進に向けて、より具体的な取り組みについて検討・提案をさせるため、びざんミーティング(以下「ミーティング」という。)を設置することができる。

- 2 ミーティングは、学識経験者及び令和6年度のミーティングの開催にあたり公募によって選定されたミーティング公募委員により構成する。
- 3 ミーティングは、検討結果等について、委員会へ報告するものとする。
- 4 ミーティングのリーダーは学識経験者から選任し、ミーティングの開催1回あたり5,000円の謝礼を支給する。

(眉山活性化専門部会)

第9条 委員会は、第2条各号に掲げる事項について、より専門的な視点から課題への対応を検討し、委員会に提案するために眉山活性化専門部会(以下「専門部会」という。)を設置することができる。

- 2 専門部会は、行政関係者、外部の学識経験者及び対象地域において密接に活動している関係者等により構成する。
- 3 専門部会は、検討結果等について、会議へ報告するものとする。

(代理出席)

第10条 委員が、会議に参加することが出来ない場合において、会長が必要と判断した場合は、代理者を会議に参加させることができる。

(事務局)

第11条 委員会、ミーティング及び専門部会の事務局は、徳島市都市建設部公園緑地課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。